

第百三十三号議案

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号ただし書中「規則」を「東京都規則（以下「規則」という。）」に改め、同項第八号の二中「温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号イ中「東京都規則（以下「規則」という。）」を「規則」に、「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同項第八号の三ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同項第八号の四中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第八号の五とし、同項第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

第三条第一項第十号中「手ぬぐい」を「タオル」に改め、同号ただし書中「もの」の下に「（かみそりを除く。）」を加え、同項第十一号中「十歳」を「七歳」に改め、同項第三十一号に次のように加える。

ト 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

附 則

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第三条第一項第三十一号に次のように加える改正規定及び次項の規定は、令和三年十月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第三条第一項第三十一号の規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

（提案理由）

公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置等の基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。